



不用品買取サービスによるトラブルにご注意！

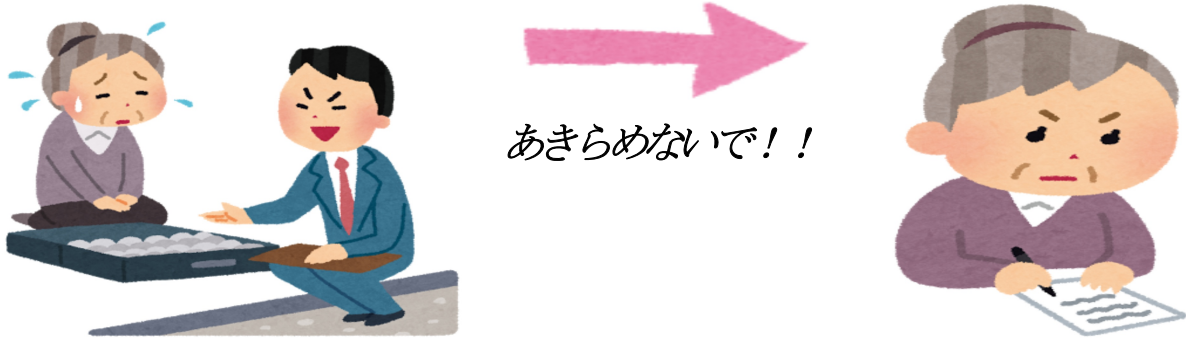
訪問購入とクーリング・オフ

【事例】

自宅に突然、廃品回収業者と名乗る男性から「訪問して不用品の鑑定と買取をする。何でもいいので売ってほしい。」と電話が入った。以前から処分したい衣類があったため業者の訪問を承諾した。

訪問した業者の不用品を見てもらうと、「買取できるものがないので、他に貴金属などないか。」と言われた。一度は断ったが、「これ以上売却できるものがないと出張料をとる。」としつこく迫られたため母親の形見の指輪を見せた。すると業者から「これを売ってほしい」と言われ、業者の態度が怖かったために指輪を業者に渡してしまい、業者は15,000円を支払って帰っていった。

あとになって冷静になり、後日業者に指輪を返してほしいと連絡したが、業者から「すでに手元に無く、別の業者に売却してしまったので、返却もクーリング・オフもできない」と断られた。



【解説】

業者が店舗以外の場所を訪問し、消費者から物品を買い取る取引を訪問購入と言います。

貴金属を売却したあと、返却を求めて業者に連絡しても「商品そのものがない。」と言われてしまい、取り戻せなくなってしまうリスクがあります。

訪問購入には8日間のクーリング・オフ期間があるので、契約した日から8日以内であれば解約することが可能です。また、クーリング・オフ期間内は事業者に対して渡した物品の売却や引渡しを拒むことができます。しかし、渡した物品の種類によってクーリング・オフの対象にならないものがあるので、困ったときには消費生活センターへ相談しましょう。

消費生活センター

〒277-0004

柏市柏下73番地中央体育館管理棟1階

〈相談受付時間〉

月～金(来所,電話) 午前9時～午後4時半

第3土(電話のみ) 午前9時～午後4時半

(祝日, 年末年始を除く)

〈相談専用電話〉

04-7164-4100

